

厚生労働省委託 地域雇用活性化推進事業

令和4年度
ドローン操縦セミナー
企画提案募集要項

令和4年4月
奄美大島雇用創造協議会

1. 概要

「ドローン操縦セミナー」は、厚生労働省委託事業である地域雇用活性化推進事業により、実施するものであり、事業所の魅力向上、事業拡大の取組みを支援する。令和4年度において、本研修に係る業務の事業委託先を選考するため、企業や団体等からの企画提案を募集する。

2. 募集元

名称：奄美大島雇用創造協議会（代表 奄美市長 安田 壮平）

所在地：鹿児島県奄美市名瀬浦上町 48-1 2F

3. 業務内容

ドローンの活用事例や基礎知識の紹介と実際の体験操縦を受講者に対して実施すること。
詳細については別紙「業務仕様書」のとおり。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格及び要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 「無人航空機の講習団体または管理団体」として航空局の定める要件を満たし、航空局ホームページに掲載されていること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）ではないこと。

5. 提出書類・スケジュール等

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式1） 1部
- ② 企画提案書（任意） 1部
- ③ 見積書 1部
- ④ 登記簿謄本の写し（現在事項全部証明書）または該当書類 1部

(2) 提出書類の内容

様式は任意だが、以下の項目については必ず記載すること。

- ① 実施方法
 - (ア) 到達目標に関してどのような実施方法をとるのか。
 - (イ) 受講者の理解度の把握方法。
 - (ウ) 受講者に対するサポート体制。
- ② 研修場所の設備等の概要
 - (ア) 研修に必要な設備・機材について。
- ③ 必要経費の見積もり
 - (ア) 講習用機材・テキスト・その他についての見積もり。

(3) スケジュール

- ① 募集期間：令和4年5月16日（月）～ 令和4年5月31日（火）
- ② 質問書受付期間：令和4年5月16日（月）～ 令和4年5月24日（火）17時まで
- ③ 質問に対する回答：令和4年5月27日（金）
- ④ 募集締切：令和4年5月31日（火）17時まで
- ⑤ 書類審査：令和4年6月上旬（予定）
- ⑥ 委託契約：令和4年7月上旬（予定）（厚生労働省からの令和4年度地域雇用活性化推進事業の採択決定後に契約を締結する）
- ⑦ セミナー実施：令和4年度中に実施（講師との協議により決定）

(4) 質問の受付

- ① 受付期間：令和4年5月16日（月）～令和4年5月24日（火）17時まで
- ② 提出方法：質問書（様式任意）に記入のうえ、電子メールにて提出することとし、必ず受理確認をすること。
- ③ 提出先：奄美大島雇用創造協議会 メールアドレス：info@amami-ksk.com

(5) 応募方法

下記応募窓口まで郵送にて提出すること。また、簡易書留等記録の残る方法を取ること。

- ① 提出先：〒894-0068 鹿児島県奄美市名瀬浦上町 48-1 2F
奄美大島雇用創造協議会
- ② 提出期限：令和4年5月16日（月）～ 令和4年5月31日（火）17時まで（必着）

(6) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出された応募書類等は返還しない。
- ② 虚偽の記載や提出書類に不備があった場合は無効とする。
- ③ 応募者に要求される資格を満たさない者が提出した応募書類は無効とする。
- ④ 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

6. 選定について

(1) 選定方法

当協議会企画審査会において書類審査を行い、契約予定者を選考・決定する。

(2) 審査結果の通知

企画審査会終了後、全応募者に対して文書で通知する。なお、電話等による問い合わせ、審査結果に関する問い合わせ及び異議の申し立てについては受け付けないこととする。

(3) 選定基準

- ① 提案内容（研修計画・実施体制等）の的確性があること。
- ② 奄美の事業所において、魅力向上や事業拡大につながる提案があること。

- ③ 委託上限額内で実現可能な内容であること。
- ④ その他当協議会が別に定める基準。

7. 契約について

本契約は厚生労働省からの令和4年度地域雇用活性化推進事業の採択決定後に締結する。
なお、採択されなかった場合には契約は締結しない。

8. 委託上限額

1,883,200円（うち消費税額及び地方消費税額金171,200円を含む）

受講生募集に係る経費、会場の賃借料は、協議会から支出するため委託費に含まれない。

9. 事業報告と委託金の支払い

（1）事業報告書及び業務完了報告書

- ① 事業完了後、30日以内に事業報告書及び業務完了報告書を提出すること。
- ② 事業報告書及び業務完了報告書を提出する際、受講者へのアンケート結果に関する報告書を作成し、協議会に提出すること。

（2）委託金の請求及び支払い

委託金は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。

10. 委託契約期間

委託契約日より令和5年2月28日まで

11. お問い合わせ先・応募窓口

事務局： 奄美大島雇用創造協議会

住 所： 〒894-0068 鹿児島県奄美市名瀬浦上町48-1 2F

電 話： 0997-58-8083

F A X： 0997-58-8084

M a i l： info@amami-ksk.com

U R L： <https://amami-ksk.com/>